

令和5年12月14日 建設委員会資料 建設部

目 次

【報告事項】

- 1 令和5年度道路除雪実施計画の概要について 1 頁
- 2 神通大橋（上流側）の更新について 5 頁
- 3 呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業に係る設置等予定者の決定について 7 頁

1 令和5年度道路除雪実施計画の概要について

[道路河川管理課]

[土木事務所建設課]

(1) 目的

積雪時において、市道の除雪を実施し道路交通の確保を行い、市民生活と産業経済活動の安定を図ることを目的とする。

また、過去の経験を教訓として、より一層の除雪レベルの向上と効率的な除排雪に努めるものとする。

(2) 重点目標

- ア 効率的な除雪の推進
- イ 歩道除雪の推進
- ウ 市民との協働による除雪活動の推進
- エ 路面凍結防止対策の強化
- オ 国、県との連携強化による道路除雪の推進
- カ 除雪に関する情報の提供

(3) 除雪等の出動基準

| 項目 | 主な出動基準 |
|---------|--|
| 車道除雪 | 新降雪が10cmを超え、気象情報等から更に降雪深の増大が予想される時。 |
| 歩道除雪 | 歩道上の積雪深が20cmを超えたときを標準とする。 |
| 凍結防止剤散布 | 降雪の有無にかかわらず、気象情報等により気温が0℃以下になり、路面が凍結し交通障害の発生が予想される時。 |

(4) 除雪体制の切り替えの基準

- ア 大雪警報が発表された場合もしくは発表される見込みの場合など
 - ・地域主導型除雪から市主導型除雪へ切り替える。
- イ 警報級の大雪が降った場合など
 - ・幹線優先除雪へ切り替える。
 - (幹線優先除雪路線 富山駅根塚線など57路線 50.5km)

(5) 市民との協働による除雪活動について

ア 地域主導型除雪について

- ・各地域の降雪状況に応じて、地域の代表者（自治振興会長など）が、直接、除雪業者に新雪除雪の出動の要請を行う「地域主導型除雪」を富山市全域となる81地区で実施。

イ 住民への除雪機械の貸付けによる除雪活動の推進

- ・市民との協働による、きめ細かな除雪の推進を図るため、町内会等へ除雪機械の貸付けを行う。

町内会等への除雪機械貸出し台数

| 機械種別 | 台数 | 昨年比 |
|-------------------------------------|------|------|
| 大型除雪機械（スノーローダー0.6m ³ 級等） | 188台 | +9台 |
| 小型（ハンドガイド式） | 220台 | +7台 |
| 合計 | 408台 | +16台 |

ウ 地域の代表者などを対象に、道路除雪実施計画の見直しなどに関する説明会を毎年秋に開催（令和5年度は10月19日・20日に開催）。

エ 次年度の道路除雪実施計画の見直しに向け、地域の代表者などと除雪に関する意見交換会を毎年5月ごろに実施。（令和5年度は5月19日・22日に開催）

(6) 県や交通事業者との連携について

ア 県管理道路への応援除雪

- ・主要地方道富山港線など 14路線 41.9km

イ 県との連携除雪（県道と一連で除雪を実施する路線）

- ・県の指示（機械）による除雪 21路線 24.6km
- ・市の指示（機械）による除雪 7路線 6.4km

ウ 県管理道路との交差点除雪

- ・市道有沢29号線と主要地方道富山八尾線との交差点など
67箇所

エ 県との雪捨場の共同利用 12箇所（市9箇所、県3箇所）

オ 大雪時における公共交通の円滑な運行確保に向けた、交通事業者との連携

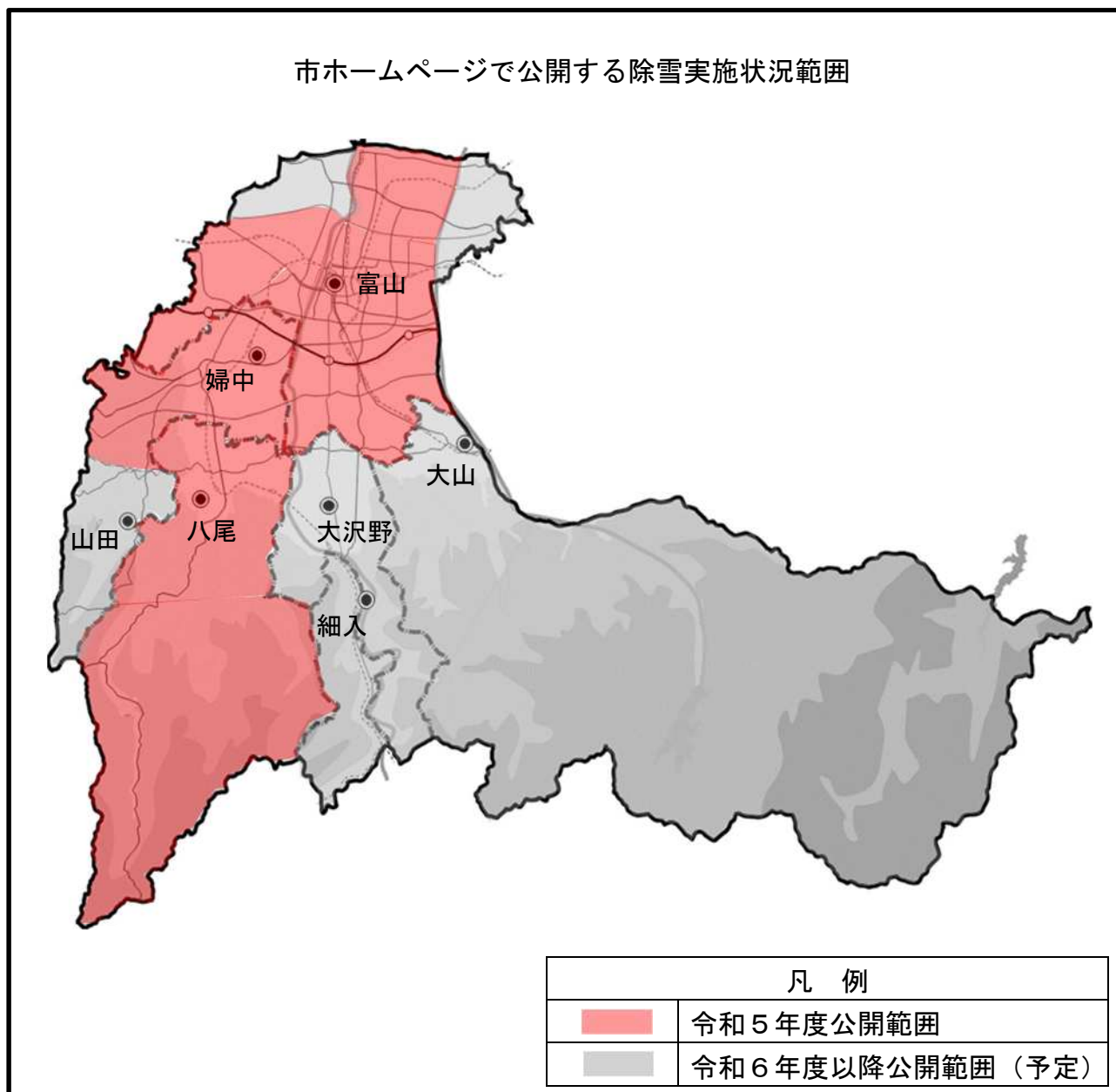
- ・市と交通事業者との連絡体制や、大雪時にバス路線等を優先的に除雪する体制を整備。

(7) 情報の収集や発信について

ア 情報発信の強化

- ・地域主導型除雪と市主導型除雪の切り替えなどの情報をSNS、スマートフォンアプリなどにより発信。
- ・GPSトラッカーの導入拡大による除雪実施状況を市ホームページで公開。

イ 大雪時における市民からの問い合わせなどに対応するため、パトロール、情報処理の体制強化を図る。



(8)道路除雪延長及び除雪機械台数等

| 項目 | 単位 | 数量 | 備考 |
|---------------|----|---------|---------------|
| 車道除雪延長 | km | 1,847.2 | |
| 車道消雪延長 | 〃 | 660.0 | 町内消雪を含む |
| 歩道除雪延長 | 〃 | 234.2 | |
| 歩道消雪延長 | 〃 | 24.2 | 町内消雪を含む |
| 凍結防止剤散布 延長 | 〃 | 92.0 | |
| 市保有機械 | 台 | 369 | リース機械 299 台含む |
| 業者保有機械 | 〃 | 551 | |
| 合 計 | 〃 | 920 | |
| 委託業者数 | 社 | 338 | |

2 神通大橋（上流側）の更新について

[道路構造保全対策課]

1 趣 旨

老朽化に伴い更新（架け替え）を行う神通大橋（上流側）について、点検結果や事業方針等を報告するもの。

2 神通大橋（上流側）の更新について

(1) 神通大橋（上流側）の概要

神通大橋（上流側）は、一級河川神通川に架かり、市街地における社会経済活動を支える重要な幹線道路（都市計画道路、第3次緊急輸送道路、幹線バス路線）を構成する橋梁である。

(2) 定期点検結果

令和2年度に実施した定期点検の結果、昭和31年の架設から67年が経過し、老朽化に伴う鋼部材の腐食やコンクリート床版のひびわれなど、劣化損傷の進行が著しく、早期に措置が必要な状況（健全性Ⅲ）である。



(3) 事業方針

神通大橋（上流側）は、設計荷重が13tであるため、車両通行の影響による劣化損傷が進行しやすいことに加え、幅員が狭く、歩道が無いなど利便性に劣る。また、下流側の橋梁と比較し、橋脚数が多く水流の妨げとなることから、治水安全性に劣ること、さらにはライフサイクルコストの試算により補修・補強より更新が優位であること等から、更新（架け替え）を行うこととする。

<橋梁比較>

| | 現橋 | 更新橋梁（想定） |
|------|-----------|---------------|
| 橋 長 | 425.8m | 427.0m |
| 幅 員 | 7.0m（2車線） | 12.0m（2車線、歩道） |
| 設計荷重 | 13t | 25t |

(4) 事業計画

事業期間：令和6年度から令和20年度までの概ね15年

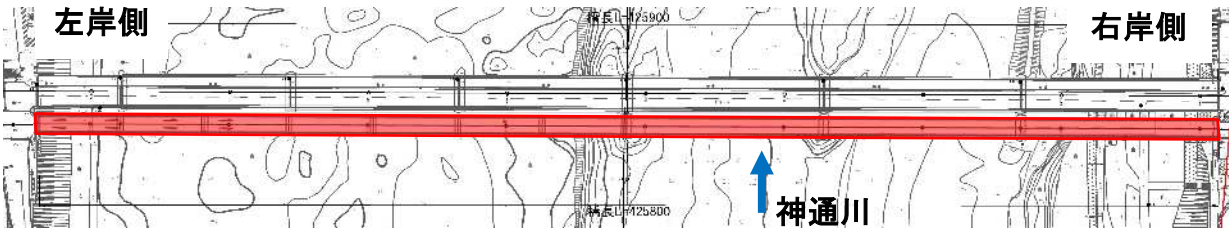
概算費用：約100億円

今後の予定：令和6年度～ 調査、詳細設計等に着手

令和8年度以降 占用物の移設

令和9年度以降 更新工事に着手

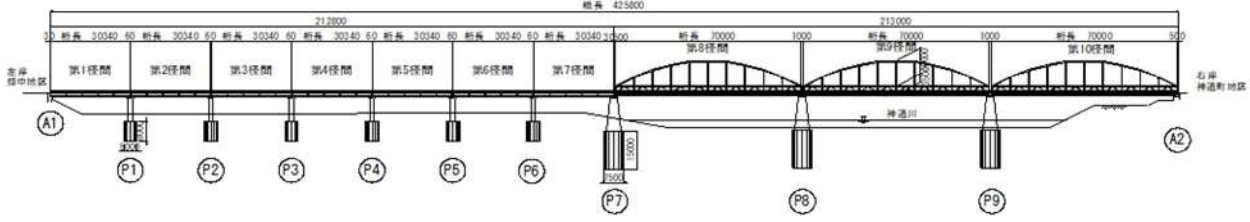
現橋一般図



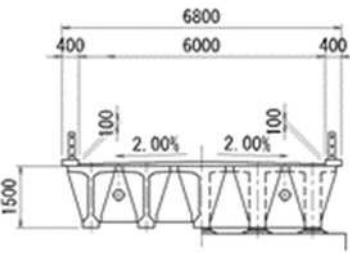
平面図

7径間PC単純T桁橋

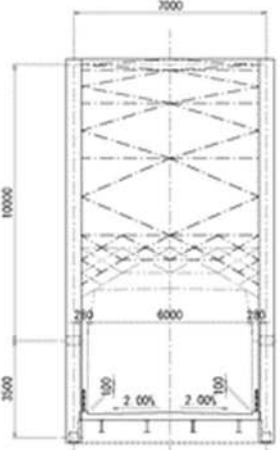
3径間鋼単純ランガートラス橋



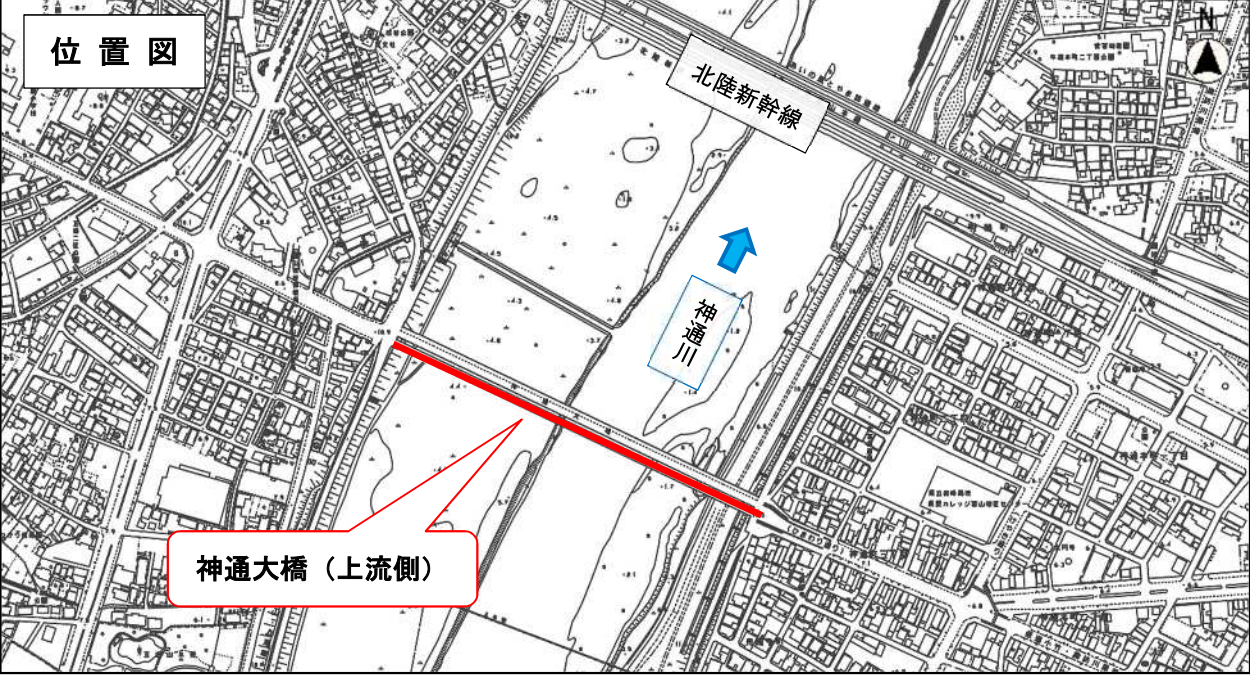
側面図



PC 橋部断面図



ランガートラス橋部断面図



位置図

神通大橋 (上流側)

3 呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業に係る 設置等予定者の決定について

[公園緑地課]

1 趣 旨

「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業」について、当該事業を実施する民間事業者を公募したところ、1グループから参加表明があり、審査の結果、次のとおり設置等予定者を決定したので報告するもの。

2 呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業に係る設置等予定者の決定について

(1) 設置等予定者

アマンドンブリッジ企業体グループ

| | | | |
|------|------------------------------|------|--|
| 代表法人 | 株式会社ノバレーゼ | | |
| 構成法人 | NiX JAPAN 株式会社 株式会社浦建築研究所 | 協力法人 | 佐藤工業株式会社 株式会社岸グリーンサービス 株式会社富山岸グリーンサービス |

(2) 総合評価点

154.50点(200点満点中)

(3) 呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業者選定委員会

| 役職 | 氏名 | 所属 |
|-----|--------|-------------------------|
| 委員長 | 中村 和之 | 富山大学 学術研究部(社会科学系) 教授 |
| 委員 | 久保田 善明 | 富山大学 学術研究部(都市デザイン学系) 教授 |
| 委員 | 片桐 由希子 | 金沢工業大学 工学部環境土木工学科 准教授 |
| 委員 | 美濃部 雄人 | 富山市 副市長 |
| 委員 | 狩野 雅人 | 富山市 建設部長 |

(4) 事業概要

- ・事業名 呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業
- ・事業方式 公募設置等管理制度(Park-PFI)
- ・事業用地 呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場(富山市呉羽町 外)
- ・事業範囲
 - ア 公募対象公園施設(※1)の設置及び管理業務
 - ※1 公募対象公園施設は、事業者が自ら整備し、管理運営
 - イ 特定公園施設(※2)の設計、整備、譲渡及び管理業務
 - ※2 特定公園施設は、事業者が公募対象公園施設と一体的に整備し、整備後に本市が買取り(整備費の1割以上を事業者が負担)
 - ウ 公園施設(連絡橋)の管理業務
- ・事業期間 基本協定の締結日から、認定有効期間終了日までの約21年

(5) 事業者選定の経緯

| | |
|------------|---------------------|
| 第1回選定委員会 | 令和5年3月27日 |
| 公募設置等指針の公表 | 令和5年6月27日 |
| 公募設置等計画の受付 | 令和5年10月2日～令和5年10月3日 |

| | |
|-----------|------------|
| 第2回選定委員会 | 令和5年10月24日 |
| 第3回選定委員会 | 令和5年11月14日 |
| 設置等予定者の決定 | 令和5年11月30日 |

(6) 今後の予定

| | |
|------------------|---|
| ■事業者との契約等 | |
| 公募設置等計画の認定 | 令和6年1月 |
| 基本協定締結 | 令和6年2月 |
| 特定公園施設の譲渡契約締結 | 令和7年3月 |
| 特定公園施設等の維持管理協定締結 | 令和8年4月 |
| 特定公園施設の引渡し | 令和8年5月 |
| ■事業期間 | |
| 事業期間 | 基本協定の締結日（令和6年2月） ～認定有効期間終了日（令和27年3月） |
| 公募設置等計画の認定有効期間 | 公募対象公園施設の着工日（令和7年4月） から20年間 |
| 公募対象公園施設【設置管理許可】 | 公募対象公園施設の着工日（令和7年4月）～ |
| 特定公園施設【占用許可】 | 特定公園施設の着工日（令和7年4月）～ |
| 特定公園施設【管理許可】 | 特定公園施設の供用開始日（令和8年6月）～ |
| 公園施設【管理許可】 | 公園施設の管理開始日（令和8年6月）～ |

(7) 施設概要

- ・整備施設
 - ア 公募対象公園施設
 - ・ゲストハウス（カフェ、レストラン、イベントホール、ショップ等）
 - ・トイレ棟
 - イ 特定公園施設
 - ・芝生広場、園路、駐車場
- ・提案イメージ図



※図面は提案資料として提出されたものであり、実施の整備イメージとは異なる場合があります。